

人 事 行 政 の 運 営 状 況

聖籠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年聖籠町条例第15号）の規定により、人事行政の運営状況等について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 退職者の状況（令和3年度）

①常勤職員

退職者数内訳	定年退職	勸奨退職	その他退職	計
一般行政職	1	1	6	8
専門職	－	－	－	－
教育職	－	－	4	4
技能労務職	－	－	－	－
計	1	1	10	12

②非常勤職員（フルタイム会計年度任用職員）

3人

(2) 採用者の状況（令和4年4月1日）

①常勤職員

採用者数内訳	
一般行政職	11
専門職	1
教育職	4
技能労務職	－
計	16

（注）採用者数には、再任用職員を含みます。

②非常勤職員（フルタイム会計年度任用職員）

4人

(3) 職員数に関する状況（令和4年4月1日現在）

①部門別職員数の状況

区分		職員数		増減数	主な増減理由
部門		R3	R4		
一般行政 部門	議 会	3	3	0	
	総 務 企 画	33	36	3	業務量に応じた職員数の見直しによる増
	税 務	9	8	△ 1	業務量に応じた職員数の見直しによる減
	民 生	18	17	△ 1	異動による減
	衛 生	11	12	1	欠員補充による増
	農 林 水 産	8	8	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	11	11	0	
	小 計	96	98	2	
特別行政 部門	教 育	57	59	2	課の新設による増
	小 計	57	59	2	
普通会計合計		153	157	4	
公営企業等 会計部門	上 下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	11	11	0	
	小 計	17	17	0	
合 計		170	174	4	

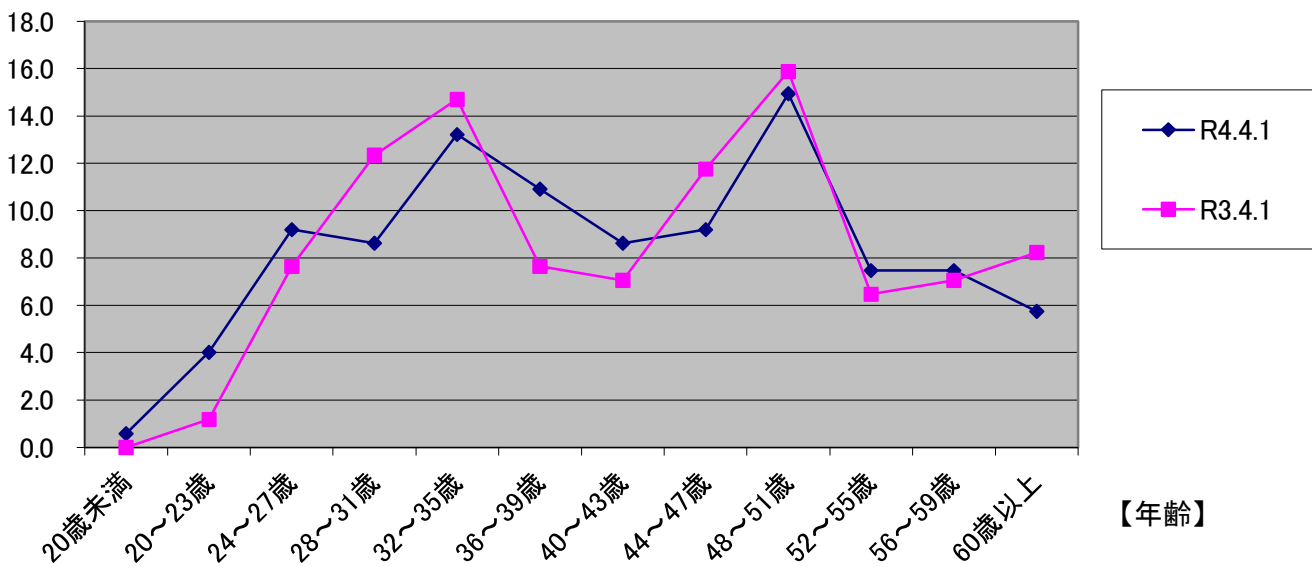
(注) 職員数は一般職に属する職員数（会計年度任用職員を除く。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含みます。

②年齢別職員構成の状況

区 分		20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	R4.4.1	1	7	16	15	23	19	15	16	26	13	13	10	174
	R3.4.1	0	2	13	21	25	13	12	20	27	11	12	14	170

【%】

年 齢 別 職 員 構 成 比



【年齢】

2. 職員の人事評価の状況

昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日まで における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R4.1.1現在)	歳出額【A】	実質収支	人件費【B】	人件費率 B/A	(参考)前年度 人件費率
令和3年度	14,115 人	8,676,416千円	669,721千円	1,459,824千円	16.8%	16.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

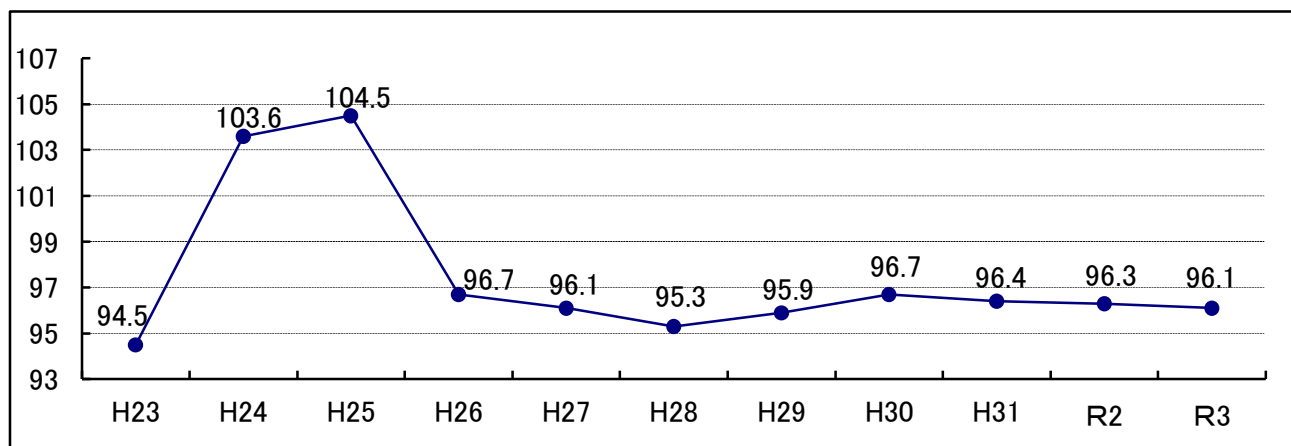
区分	職員数 【A】	給与費				1人当たり給与 費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計【B】	
令和3年度	150 人	514,016千円	74,834千円	193,796千円	782,646千円	5,218千円

1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数及び給与費は、特別職、派遣職員（派遣先で給与が支給されている職員）、会計年度任用職員を除く。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値です。



※平成24・25年値は、国家公務員の時限的な給与特例法により減額された給与水準を100とした場合の数値であり、給与特例法がないとした場合の数値は、【参考値：95.7(H24)、96.5(H25)】です。

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.6歳	299,400円	350,800円
技能労務職	47.8歳	292,000円	313,300円

1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもの。

②職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		聖籠町	新潟県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	152,700円	-

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	15	9.1%	4 級	係長、主幹	22	13.4%
2 級	主事	48	29.3%	5 級	課長補佐、副参事	26	15.9%
3 級	主任	32	19.5%	6 級	課長	21	12.8%

- (注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(6) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当、退職手当の状況（令和3年度）

区 分	聖 籠 町		国	
期 末 （支 給 割 合） 勤 勉 手 当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	・ 6月期 1.275月分	0.925月分	1.275月分	0.95月分
	・ 12月期 1.175月分	0.925月分	1.125月分	0.95月分
	計 2.45月分	1.85月分	2.4月分	1.90月分
	・ 1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,350 千円 職階上の段階、職務の級等による加算措置有り 役職加算（5～15%）		職階上の段階、職務の級等による加算措置有り 役職加算（5～20%）、管理 職加算（10～25%）	
退 職 手 当	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	・ 勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	・ 勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	・ 勤続35年 39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	・ 最高限度額 47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	・ 加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～20%）		定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
	・ 1人当たり支給額（令和3年度） 9,256 千円			

※退職手当支給率は令和4年3月31日に退職した場合のものです。

②時間外勤務手当・休日勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	40,668千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	269千円
支給実績（令和2年度決算）	35,672千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	238千円

③特殊勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	153千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	12,775円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	6.9%
手当の種類（手当数）	10種類
主な手当の名称	税徴収手当、税滞納処分手当、除雪作業手当、用地交渉手当、死体検案手当

④その他の主な手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族ある職員に対して扶養区分に応じた額を支給	16,059千円	236,157円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じた額を支給（27,000円を限度）	6,117千円	265,960円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	9,081千円	62,628円
管理職手当	課長、室長、事務局長に月額33,200円、参事、園長に24,900円支給	12,448千円	518,663円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給料等月額	期末手当	
給料	町 長	651,200円	6月期	1.625月分
	副 町 長	587,700円		
	教 育 長	544,350円		
報酬	議 長	311,000円	12月期	1.625月分
	副 議 長	254,000円	計	3.25月分
	議 員	230,000円		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の状況（令和3年一般職員実績）

年次有給休暇は、1の年（暦年）ごとに20日付与され（中途採用者を除く。）、20日を超えない範囲内で残日数を翌年に繰り越すことができます。

総取得日数	全対象職員	平均取得日数
848.0日	81人	10.5日

※令和3年中の採用者、退職者、派遣職員、育児休業者、休職者を除く。

5. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況（令和3年度実績）

性別	育児休業者数	部分休業者数
男	—	—
女	2	—

※令和3年度に新たに育児休業を取得した職員。

6. 職員の分限及び懲戒処分状況（令和3年度）

(1) 分限処分状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	8	—
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—
条例で定める事由による場合	—	—	—	—

(2) 懲戒処分状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	—	—	—	—
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	1	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—

7. 職員の服務状況（令和3年度）

服務規律遵守のための取組み

- ・ 年末年始における綱紀粛正に関する通知
- ・ 選挙における服務規律の確保に関する通知

8. 職員の退職管理の状況（令和3年度）

令和3年度末退職者の再就職状況（令和4年4月1日現在）は以下のとおりです。

区分	人数
民間企業等に再就職	3
聖籠町に再就職	1
再任用職員	1
会計年度任用職員等	0
聖籠町以外の公務員	4
合計	8

9. 職員の研修の状況（令和3年度）

実施主体	研修名	受講者数
新潟県自治研修所	階層別研修（主任、係長、課長補佐、課長級）	23
	専門研修（法制執務、行政法、コーチング等）	14
新潟県市町村総合事務組合	階層別研修（新採用、一般研修）	8
	専門研修（情報公開・個人情報保護、住民協働等）	5
新発田地域広域事務組合	広域事務組合構成市町職員研修	中止
新発田市 （新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏 共生ビジョン職員研修会共同実施事業）	D X 研修	2
	I C T 基礎研修	3
	新採用職員後期研修	4
聖籠町	人事評価研修（評価者・被評価者）	27

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和3年度）

区 分	事業名	事業概要
厚 生 制 度	定期健康診断	定期健康診断、事後指導、ストレスチェック
	人間ドック	1 日人間ドック
	健康増進教育	健康相談
	健康づくり事業	メンタルヘルス研修
	元気回復事業	※新型コロナウイルス感染症の影響により未実施
共 済 制 度 （新潟県市町村職員共済組合事業）	短期給付	保健給付（医療保険）、休業給付等
	長期給付	退職共済年金、障害共済年金等
	福祉事業	貸付事業、保健事業等